

2007年11月19日出席者

厚生労働省：社会援護局援護企画課外事室 平澤室長補佐・小泉補佐  
古川、御園生、山本、李熙子、羅敬壬、岩淵、池田（福島事務所）

厚生労働大臣殿

#### 要 請 書

日本人戦没者遺族にとって、「夫や父の最期を知りたい」「遺品や遺骨を調査してほしい」「戦地に赴いて慰霊したい」という要求は、至極当然のものとして、戦後 62 年を経た現在もあります。その遺族の思いに国境はありません。韓国人元日本軍人軍属の遺族も同様です。これまで「遺骨収集」に関する日本政府の対応は、「昭和 27 年の国会決議及び閣議了解等」を根拠に、旧植民地出身者の遺族に対して非常に冷たいものでした。これは明白な国籍差別であり、国際人道法上許されるものではありません。慰霊巡拝に関して、昨年から日本政府は、韓国政府・韓国人遺族の要求に応え始めました。日本人における「昭和 30～40 年代の状況」が韓国人に対して、ようやく始まったと言えます。厚生労働省のホームページには、「戦没者遺児が旧戦域の人々と戦争犠牲者の遺族という共通の立場で交流し相互の理解を深め、今後の慰霊事業の円滑な推進を図るため、広く戦争犠牲者の慰霊追悼を行う慰霊友好親善事業を民間団体に委託し平成 3 年度から実施しています。」とありますが、「戦争犠牲者の遺族という共通の立場で交流し相互の理解を深め、今後の慰霊事業の円滑な推進を図る」べき最も身近な対象は、韓国・朝鮮・台湾人遺族であると思います。つきましては、以下のことを要請します。

#### 記

1. 日本人と同等の遺骨調査・収集を韓国人遺族に対しても行うこと。

#### 厚労省

18年度から3ヵ年計画で遺骨の情報を収集している。

2. 日本人と同等の戦地慰霊巡拝を韓国人遺族に対しても行うこと。

#### 厚労省

日韓の遺骨実務者協議の中で外務省の管轄で「海外追悼巡礼」として行っているが、管轄外なので、別途外務省と調整いただきたい。

3. 千鳥が淵戦没者墓苑に、「ここに納骨されている遺骨のうち一部は韓国・朝鮮・台湾人のものが含まれる」事実を表記した銘板を設置すること。

#### 厚労省

議会答弁でもお答えしているが、一般戦没者も含め、多様な地域の方々の遺骨を納めているため、個々の国の名称を表示することは考えていない。

4. 別紙質問項目にお答えいただきたいこと。

#### 質問項目

1. 参議院・岡崎トミ子議員からの「朝鮮・韓国人軍人軍属の遺骨問題に関する質問」に対する答弁書（平成 19 年 7 月 10 日）に、「これまで海外で収集した遺骨のうち、朝鮮半島出身者又は台湾出身者として身元の特定された遺骨については、遺族に対して順次返還を行っている。」とあるが、

海外で収集した遺骨のうち、この5年間で韓国に返還された遺骨はあるか。

厚労省

韓国に返還した遺骨はこの5年ではゼロ。

2. 厚生労働省の「平成19年3月までに実施した遺骨収集による収集柱数について」によると、「平成19年3月に申請者あて通知した戦没者遺骨のDNA鑑定の結果、特定15件（累計380件）、否定21件（累計306件）」とあるが、  
**どういった場合にDNA鑑定まで申請できるのか。韓国人は申請できるのか。**

厚労省

どういった国であろうと、一定の条件を満たせば実施する。①身元を推定する資料の存在（埋葬地の記録等） ②遺族の要望 ③兄弟や子からの献体（頬の裏側組織）提供 ④DNA照合が可能であること 以上の条件がそろえば、国籍は関係ない。

3. 厚生労働省の平成18年度概算要求資料によると、「戦傷病者・戦没者遺族の援護等524億円」とあるが、  
**平成18年度及び平成19年度の慰霊巡拝に関する予算はいくらか。**

厚労省

H18年度 1億2500万円  
H19年度 1億100万円  
12地域ずつを実施

4. 厚生労働省のHPによると、「平成18年度から、概ね3年間をかけて、民間団体等の協力を得ながら、フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島等における未送還遺骨の集中的な情報収集を実施することとしています。この事業は、財団法人日本遺族会に委託して実施することにしております。」とあるが、  
**委託先が適正か否かについて第三者評価や検討はなされているのか。**

厚労省

19年度からは随意契約を廃止し、企画競争入札を行っているが、応札したところは遺族会以外にない。（岩淵氏も応募したが団体規模が小さすぎるために落選とのこと）

5. 厚生労働省のHPによると、「慰霊巡拝については、各都道府県援護担当課を通じて参加遺族の募集を行い、旅費の3分の1を国費補助しています。」とあるが、  
**韓国・朝鮮・台湾人遺族は応募できるか。**

厚労省

記録が確認でき、関係を証明するものがあれば、日本国内に在住していれば可能。  
ただし配偶者・父母・兄弟姉妹・子の範囲内に限る。

6. インドネシアのマカッサル港沖やケケ島沖に大量の遺骨が残っている戦艦が水深26～40mの地点に沈んでいるという情報があり、また最近トラック島でも遺骨が沈没船の横に放置されている旨の報道がなされたが、  
**沈没船を引き揚げて遺骨を収集する予定はあるか。**

厚労省

沈没船が墓場という考え方もあり、基本的には沈没船の引き上げは想定していないが、実際にトラック島は収集した。マカッサル沖の場合は「11号掃海艇」とみられ、来年1～2月に現地調査の予定。ただ外務省を含めどこが担当かはっきりしていない。相手国のカウンターパートが必要。いずれにせよ早期に調査に入る。

(岩淵)

沈没船が墓場という考え方自体がおかしい。「海行かばみずくかばね」の世界であり、海軍の勝手な考え方だ。それが遺骨放置の原因になっている。魂が靖国にあるからいいではないかという論理にもつながる。

厚労省

そうです。厚労省としてはそういう考え方です。

トラック島の場合、サルベージ会社が船をスクラップにするために引き揚げようとして数多く遺骨を発見している。容易にできるところがあれば収集したい。ケケ島の船は「夏潮」という艦船ではないかと思うが、現在は情報収集の段階。

7. 韓国人が参加する戦地慰霊巡拝について、

**日本側が負担している額はいくらか。その協議機関はどこか。また、その支出根拠は何か。**

厚労省

別途外務省からお答えすべき内容なので、コメントできない。

(山本)

韓国での戦地巡礼は、単なる旅行になってしまっている。

厚労省

例えばフィリピンでも、死没場所が陸上なのか海上なのかわからないケースも多い。エリアはある程度わかってもポイントとして特定するのは困難なのが実情。

(岩淵)

厚生省設置法には業務の内容として「遺骨収集」はない。そこが問題。

厚労省

衆院決議だけが根拠。千鳥が淵のプレートについては日韓協議でも議題になったが、出身地を問わず海外で戦没した人の墓苑という性格から今後も変えない。

収集した遺骨本人の名前がわかるのは本当にまれなケース。認識票があってもそれが誰のものかわからないことも多い。

H15年度からDNA鑑定をやっているが、これまでに判明したものは484体。

多くの場合は歯を持って帰る。

(池田)

DNA鑑定の希望者の累計は？

厚労省

申請は1300人。そのうち484名が判明。判明率が高いのは、シベリアでの埋葬地からの収集が多いため。

遺骨情報の収集は、現在種をまいた段階。あると聞いて行って見ても、実際には村まで行かないとわからない。今回のニューギニアでは岩淵さんのおかげで、2チームで200体もの遺骨を収集することができた。非常に珍しい。相手国あつての仕事なので。

韓国の場合は遺骨協議という枠での話しになる。